### 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

### イソチアニル

# I. 評価対象農薬の概要

### 1. 物質概要

化学名	3,4-ジクロロ-2'-シアノ-1,2-チアゾール-5-カルボキサニリド(別名イソチアニル)							
分子式	C <sub>11</sub> H <sub>5</sub> Cl <sub>2</sub> N <sub>3</sub> OS 分子量 298.15 CAS NO. 224049-04-1							
構造式		CI N s	CI H	CN				

## 2. 開発の経緯等

イソチアニルは、植物自身が持ついもち病菌に対する防御機能の活性化作用を示すイソチアゾール系殺菌剤であり、本邦では現在未登録である。

平成 20 年 1 月に農薬取締法に基づく新規登録申請(適用作物:水稲)がなされている。

### 3. 各種物性等

外観・臭気	白色粉末、微芳香臭	土壤吸着係数	$K_{F}^{ads}_{oc} = 497 \sim 1596 (25^{\circ}C)$	
密度	1.110g/cm³ (20°C)	オクタノール	logPow =2.96	
融点	193.7~195.1℃(融点に由 来する吸熱ピーク)	/水分配係数	(25±1°C、pH7.2)	
沸点	減圧条件下: 266.0℃ (沸点由来の重量 損失を伴う吸熱ピーク) 大気圧条件下: 354℃付近 (気化由来と推 定される重量損失を伴う 吸熱ピーク) 372℃付近 (分解由来と推 定される重量損失を伴う	生物濃縮性	_	

蒸気圧	2.36×10 <sup>-7</sup> Pa (25°C)		水溶解度	0.50	mg/L (20°C、pH7.0)
	水田	圃場試験	淡色黒ボク土、軽埴土		0.5 日
土壤残留性			灰色低地土、軽力	直土	13 日
(推定半減期)		容器内試験	淡色黒ボク土、軽	埴土	4.4 日
			灰色低地土、軽力	直土	1.5 日

# Ⅱ. 安全性評価

## 許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/日

食品安全委員会は、平成 21 年 4 月 30 日付けで、イソチアニルのADIを 0.028 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。

なお、この値はラットを用いた 1 年間慢性毒性試験における無毒性量 2.83 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。

# Ⅲ. 水質汚濁予測濃度(水濁PEC)

水田使用農薬として、水濁PECが最も高くなる使用方法について算出する。

### (1) 水田使用時の水濁PEC

水濁PECが最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

,	使用方法	各パラメーターの値		
剤 型	3.0%粒剤	I: 単回の農薬使用量(有効成分 g /ha)	300	
使用場面	水田	N <sub>app</sub> :総使用回数(回)	3	
適用作物 水稲		Ap: 農薬使用面積(ha)       5		
農薬使用量	1kg/10a			
希釈倍数	_			
総使用回数	①1 回 ②2 回			
地上防除 /航空防除	地上			

施 用 法	①育苗箱散布	
旭 用 伝	②湛水散布	

### (2) 水濁PEC算出結果

使用場面	水濁PEC <i>Tier1</i> (mg/L)		
水田使用時	0.01198		
非水田使用時	適用なし		
合 計1)	0.0119 ···		

<sup>1)</sup> 水濁PECの値は有効数字2桁とし、3桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総 合 評 価

## 1. 水質汚濁に係る登録保留基準値(案)

公共用水域の水中における予測濃度 に対する基準値	0.074 mg/L				
$\log P_{\rm ow}$ が $3.5$ 未満であることから、生物濃縮性は考慮せず、以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 $^{1)}$					
0.028(mg/kg 体重/日)× 53.3(kg)× 0.1 A D I 平均体重 10 % 配	_				

1) 登録保留基準値は有効数字 2 桁 (ADI の有効数字桁数) とし、3 桁目を切り捨てて算出した。 <参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 1)	なし
水質要監視項目 2)	なし
水質管理目標設定項目 3)	なし
ゴルフ場暫定指導指針4)	なし
水質評価指針 5)	なし
WHO飲料水水質ガイドライン 6)	なし

<sup>1)</sup> 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号)第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質 に係る指針値。

<sup>3)</sup> 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

- 4) 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成2年5月24日付け環水土77号環境庁水質保全局長通知)において設定された指針値。
- 5) 「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」(平成 6 年 4 月 15 日付け環水土第 86 号環境庁水質 保全局長通知)において設定された指針値。
- 6) Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

### 2. リスク評価

水濁 P E C  $_{Tier1}$  = 0.012(mg/L)であり、登録保留基準値 0.074(mg/L)を下回っている。

#### 3. 農薬理論最大摂取量と対ADI比

農薬理論最大摂取量(mg/人/日) <sup>1)</sup>					備考
食品経由 2)	小計	— mg			
水質経由	飲料水	0.148 mg	0.074 mg/L (基準値案)	×	2 L/人/日 (飲料水摂取量)
農薬理論最大摂取量		— mg			
ADI (mg/人/目) <sup>3)</sup>		1.4924 mg			
対ADI		- %			
(うち食品経由)		- %			
(うち水質経由)		9.9 %			

<sup>1)</sup> 表中の数値の一部は、計算過程において算出された値を機械的に記載したものであり、必ずしも 有効数字桁数に対応した数値ではない。

<sup>2)</sup> 食品規格については、平成 21 年 7 月 17 日現在、薬事・食品衛生審議会における基準値案は示されていない。

<sup>3)</sup> 平均体重 53.3 kg で計算